

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第18号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年11月7日 07時20分ごろ	
発生場所	岡山県玉野市宇野港 宇野港口飛洲 ^{とびす} 灯台から真方位263° 1,000m付近 (概位 北緯34° 28.4′ 東経133° 56.2′)	
事故等調査の経過	平成23年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 ^{フォーチュン ウィング} FORTUNE WING、31,248トン 建造中</p> <p>B 引船 第二十五^{どうかい}洞海丸、149トン 126494、洞海運輸株式会社</p> <p>C 台船 K2002、1,240トン なし、洞海運輸株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	B 船長B、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B なし C なし	
事故等の経過	A船は、宇野港の造船所の突堤北側に右舷着けで係留中、B船は、船長Bほか3人が乗り組み、デッキクレーンを積載したC船をB船の右舷側に横抱きにし、着岸のために低速力で同突堤南側に向けて接近中、平成22年11月7日07時20分ごろ、C船の右舷後部がA船右舷船首部と衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期、潮流 北西流が突堤基部から突堤に沿って回り込む状況にあったが、流速は不明	
その他の事項	A船は、船体中央付近から船首までの約80mが突堤の東端から出た状態で係留されていた。 突堤は、東北東方に延び、長さ約130m、幅約21mであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり B船は、宇野港において、C船を右舷側に横抱きにして着岸のために造船所の突堤へ接近中、B船及びC船が潮流に圧流されたことから、C船が同突堤に係留中のA船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、宇野港において、A船が造船所の突堤北側に係留中、B船がC船を右舷側に横抱きにして着岸のために同突堤へ接近中、B船及びC船が潮流に圧流されたため、C船がA船と衝突したことにより発生したものと考えられる。
----	---